

令和3年第6回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和3年6月15日(火) 午前8時54分～午前9時30分
- 2 開催場所 産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄	
	13番	佐 山 秀 夫			
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)
- 7 議事参与の制限委員 (2人) 2番 今 隆 俊 4番 長 内 康 之
- 8 付議案件

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第24号 非農地証明申請について

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 令和2年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画について
- 9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
局長補佐	大 溝 恵 水
農政農地係長	福 士 博 幸
主 査	外 川 勝 彦
主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第6回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、9番工藤元伸委員、10番佐藤孝文委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第14号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年5月受理分は、相続が5件、総面積44,478㎡、田が20筆30,487㎡、平畑が7筆10,809㎡、樹園地が1筆3,182㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

工 藤 主 事	報告第15号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号40番は、三島字宮元の田、7筆合計6,529㎡を賃貸人の都合により令和3年5月21日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第23号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 6ページをご覧ください。 今回の申請は、所有権移転が2件です。 (1) 所有権移転です。 受付番号15番は、境松字村井の田、74㎡を贈与のため取得するものです。 受付番号16番は、浅瀬石字山元の畑、672㎡を耕作便利のため売買するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回申請があった農地について、去る6月7日、大平成年委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、6月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) の所有権移転です

		受付番号15番は、贈与のための申請です。現況は田で、権利取得後はやさいの栽培をしております。 受付番号16番は、耕作便利のための申請です。売買によるものです。譲渡人は高齢により農作業に従事することが困難となったため、申請に至ったものです。現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培をしております。 今回申請があった2件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第23号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第24号につきましては、4番長内康之委員が代理人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (長内康之委員退席) それでは、議案第24号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査		議案第24号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙8ページで説明いたします。 受付番号1番の土地表示は、大川原字蛭貝澤、地目は畑、面積は7,783㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 受付番号2番の土地表示は、境松二丁目、地目は田、面積は167㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 申請のあった土地については、6月4日の現地確認において2件とも「農地に復元することが著しく困難である土地」と判定及び確認されることから現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ありません。 なお、申請地の詳細については、農地法第3条申請の現地調査と同様の方法で、現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議	長	それでは、申請地の確認を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。

石澤孝知委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る6月7日、大平成年委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、6月4日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号1番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのことです。現状に至る経緯について聞き取り調査したところ、農地として耕作するには不向きな固い地盤であったことから、父の代より耕作されたことはなかったとのことです。 その頃から沖揚平地区のドクターヘリの緊急離着陸地点等として、また、直売所の駐車スペースとして利用されているとのことです。 以上のことから、雑種地としての土地利用が認められます。 受付番号2番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのことです。現状に至る経緯について聞き取りしたところ、50年以上前から住宅地の中にある空き地として利用されており、固定資産税の賦課も宅地並課税となっているそうです。以上のことから、雑種地としての土地利用が認められます。 以上のことから、今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	1番の申請ですが、面積が非常に広く、ヘリポートや駐車場にしても、だいぶ土地が残ると思うのですが問題ないのでしょうか。
福 士 係 長	現況を確認したところ、先ほども説明がありましたとおり、固い地盤であって、農地として利用するのが困難な土地であります。ヘリコプターの離着陸地、直売所の駐車場として利用されているとのことでありますので、現況は雑種地としての利用となり、地目は、一筆、一地目の表示であるため、非農地証明による現在の状況では雑種地となります。
佐藤国雄委員	申請人は、雑種地として地目変更することを希望しているのですか。
福 士 係 長	現況が雑種地となっており、申請人も雑種地を希望しております。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声

議 長	ご異議がありませんので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。 (長内康之委員指定席に着く) 次の議案第25号につきましては、2番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、また、加藤浩揮推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員、加藤浩揮推進委員退席) それでは議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	議案第25号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が8件、所有権移転が4件です。 別紙10ページから説明いたします。 (1) 賃借権設定です。 受付番号91番は、ぐみの木北の田、1, 577㎡を10年間10a当たり12, 000円で、再設定するものです。 受付番号92番は、上十川字北原四番の田、5, 293㎡を10年間10a当たり12, 000円で、再設定するものです。 受付番号93番は、浅瀬石字稲村の田、7, 106㎡を10年間10a当たり10, 000円で、再設定するものです。 受付番号94番は、高館字乙松坂の畑、1, 168㎡を10年間10a当たり10, 000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号95番から98番に関しては、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号95番は、牡丹平字木田橋の田、3, 280㎡を10a当たり6, 100円で期間は10年です。 受付番号96番は、境松字村井の田、1, 781㎡を10a当たり11, 000円で期間は10年です。 受付番号97番は、境松字村井の田、2, 500㎡を10a当たり13, 000円で期間は10年です。 受付番号98番は、竹鼻字北野田の田、4, 064㎡を10a当たり10, 000円で期間は10年です。 (2) 所有権移転です。 受付番号27番は、東野添字長坂道北の畑、1, 742㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号28番は、大川原字木ノキ沢の畑ほか、4筆合計1, 677㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号29番は、高館字丙高原の樹園地、2筆合計4, 373㎡を経営規

	模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号30番は、高館字乙高原の樹園地ほか、5筆合計7,829㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第25号は、原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員、加藤浩揮推進委員指定席に着く) 次に、議案第26号「令和2年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大溝局長補佐	議案第26号は、農業委員会の適正な事務実施に係る令和2年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画について、別冊のとおり青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 農業委員会では、国の指導に基づき毎年活動計画を定め、その実績の点検と評価をし、次年度の活動計画に反映させることになっておりますので、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を決定し、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、ホームページ上で公表いたします。 お手元の別冊をご覧ください。 初めに、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、説明いたします。 1ページです。 I 令和3年6月現在の農業委員会の状況です。 農業の概要及び農業委員会の現在の体制のほか、内容の説明は割愛させていただきます。 2ページをご覧ください。 II 担い手への農地の利用集積・集約化 1. 現状と課題です。

管内の農地面積3,600haに対し、これまでの集積面積は、2,095haで、集積率で58.2%となりました。

2. 令和2年度の目標及び実績です。

集積実績は、2,024haとなり、目標達成状況は94.9%となりました。

当市の集積目標の設定では、水稻、果樹といった営農類型を考慮しており、集積率を7割とすることを目標としています。うち、新規実績が71ha減少となっておりますが、これは死亡や高齢化等による離農者が多く、担い手が減少したことによるものです。

3. 目標の達成に向けた活動です。

こちらにつきましては、活動計画に従い、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業などにより実施いたしました。

4. 目標及び活動に対する評価です。

利用権設定等促進事業や農地中間管理事業などを推進し、概ね評価できるものの、高齢化による離農等があり、集積面積は減少となりました。今後も、担い手に農地の集積・有効利用が図られるよう、引き続き活動を継続していく予定といたします。

3ページをご覧ください。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

こちらにつきましては、令和元年度新規参入が3経営体、取得面積が2.4haとなっており、新規参入する者の営農類型に見合った農地情報の収集と提供でのマッチングが課題でありました。

令和2年度の目標では、新規参入目標・実績ともに5経営体で、達成状況は100%となりました。

今後も関係機関との連携や農地情報の発信に努め、若年層や農地所有適格法人の新規参入の促進を図る必要がある、といたしました。

4ページをご覧ください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価

1. 現状と課題です。

遊休農地面積は、農地の利用状況調査により、296ha確認され、管内の農地面積に対して7.6%となりました

解消目標はありますが、担い手の確保が難しい地域や通作、耕作が不利な農地で遊休農地化が進んでいるということが課題となっており、解消には至りませんでした。

遊休農地の解消については、多様な課題があることから課題解決は難しく、市内全域の農地について、計画的に農地利用状況調査及び経営意向調査を実施し、遊休農地の発生防止に努めた、としました。

5ページをご覧ください。

Ⅴ 違反転用への適正な対応です。

違反転用については、内容説明は割愛させていただきますが、農業委員会活動において、違反転用に対する監視活動を継続的に行い、違反転用の発見に努

	めました。 6ページから8ページのⅥ、Ⅶ、Ⅷについては、説明を割愛させていただきます。 続きまして、9ページからの、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。 農家数、経営耕地面積等は、2020年の農林業センサスに基づいて、記載しております。 10ページからは、令和3年度の活動計画になります。令和2年度の活動結果、課題に対して、各項目の指標を設定しております。目標達成に向けて、見える農業委員会活動を実施していく活動計画となっております。 以上となります。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	農業の概要のところで、耕地面積、経営耕地面積、農地台帳面積に差があるのは、どういうことでしょうか。経営耕地面積と遊休農地面積を足しても、農地台帳面積にはならないのですが、ここに載らない土地もあるということですか。
大溝局長補佐	耕地面積は県の統計データ、経営耕地面積は農林業センサスの調査データであり、農地台帳面積は固定資産データを基にした農地基本台帳の面積であるため、調査時期や方法が違うために差異が出ます。
佐藤国雄委員	耕地面積と農地台帳面積では100haも差がありますが、どれが正しいことになるのですか。
福 士 係 長	農地台帳面積は、地目が農地であればすべて集計しております。統計上の耕地面積や経営耕地面積は、実際に耕作している面積を集計しているので、差が出てきます。
中田事務局長	例えば、人口であっても、市の戸籍係で出している人口と国勢調査で出している人口には差があります。センサスはあくまでも統計上の数字であり、農地台帳面積はすべての面積を集計するので、どうしても差が出てきてしまいます。
議 長	ほかに質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第26号は、原案のとおり決定いたします。

これで議案の審議は終了いたしました。

以上で、令和3年第6回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時30分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和3年6月15日

議長

水立康行



議事録署名者

工藤元伸



議事録署名者

佐藤孝文

